

法務省				出生地	現住所	本籍	氏名	則定	昭和一三年七月二一日
年	月	日	事項						
三五	一〇	一〇	司法試験第二次試験合格						
三六	三		東京大学法学部卒業						
三八	四	一	司法修習生を命ずる						
三九	八		司法修習生の修習終了						
四一	三	九	検事二級(札幌地方検察庁検事)に任命する						
	二五	鉋路地方検察庁検事に配置換する							
	一九	水戸地方検察庁検事に配置換する							
四四	四		東京地方検察庁検事に配置換する						
六	三		津地方検察庁検事に配置換する						
一〇	二五		静岡地方検察庁検察官事務取扱を命ずる						
三〇			静岡地方検察庁検察官事務取扱を免ずる						
最高検察	最高	最	最高裁判所	司 法 試 験 管 理 委 員 会	法務省	法務省	最高裁判所	のりさだ	まもる

法務省	年	月	日	事項	則定	序名
昭和四四	九	二五		アメリカ合衆国へ出張を命ずる		
四五	二	一	東京地方検察庁検事に配置換する	出張期間は昭和四四年一〇月一日から同年一二月三一日までとする	法務省	
五六	一	一	法務事務官（法務省刑事局付）に併任する	"	法務省	
四六	二	一七	法務大臣秘書官事務取扱に併任する	法務大臣秘書官事務取扱の併任を解除する	"	
四七	八	七	法務省刑事局付に充てる	法務事務官（法務省刑事局付）の併任を解除する	"	
四八	九	一五	外務事務官（大臣官房）に併任する	外務事務官（大臣官房）に併任する	"	
四九	四	二	外務省に出向させる	外務事務官（在ベルリン日本國総領事館）に転任させる	外務省	
五〇	四	一	帰朝を命ずる	領事を命ずる	法務省	
五一	五	一	法務省に出向させる	法務省刑事局参事官に充てる	法務省	
五二	二	一	法務省に出向させる	検事二級（東京地方検察庁検事）に転任させる	法務省	
五三	二	一	法務省に出向させる	法務省刑事局参事官に充てる	法務省	

3丁	省務法								則定府衛
	年	月	日	事項	法務省	務	省		
五九	"	八	一五	東京区検察庁検事の併任を解除する	"	"	"	"	昭和五二
	一	九	一〇	法務大臣官房司法法制調査部司法法制課長に充てる	"	"	"	"	三二
	一七	八	一七	最高裁判所刑事規則制定諮詢委員会幹事に任命する	"	"	"	"	二六
	"	九	一	法制審議会幹事に併任する	"	"	"	"	五三
	"	一〇	一	司法試験(第二次試験) 考査委員に併任する	"	"	"	"	三四
	"	一	一一	併任の期間は昭和五六年一二月三一日までとする	法	務	省	"	年
	"	二	八	昭和五七年度司法試験(第二次試験) 考査委員に併任する	"	"	"	"	月
	"	一	一	併任の期間は昭和五七年一二月三一日までとする	"	"	"	"	日
	"	一	一	法務省刑事局公安課長に充てる	"	"	"	"	事項
	"	二	一	最高裁判所刑事規則制定諮詢委員会幹事を免ずる	最	高	裁	判	法
	"	三	一	昭和五八年度司法試験(第一次試験) 考査委員に併任する	務	務	省	務	務
	"	五	二五	併任の期間は昭和五八年一二月三一日までとする	省	"	"	省	省
	"	一	一	法制審議会幹事に併任する	"	"	"	"	則定府衛
	"	一七	昭和五九年度司法試験(第一次試験) 考査委員に併任する	"	"	"	"	"	名
	"	一	併任の期間は昭和五九年一二月三一日までとする	"	"	"	"	"	名

4 丁		法 務 省		則 定 衛		
年	月	日	項	法	務	省
昭和五九	四	六	昭和五九年年度司法試験(第二次試験) 考査委員の併任を解除する			
"	六	四	昭和五九年年度司法試験(第二次試験) 考査委員に併任する			
			併任の期間は昭和五九年一二月三一日までとする			
			検察官特別考試審査会臨時委員に併任する			
			併任の期間は昭和五九年一二月三一日までとする			
			東京高等検察庁検事に配置換する			
			法務省刑事局公安課長に充てる			
			法務省刑事局総務課長に充てる			
			副検事選考審査会予備委員に併任する			
			日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二六条による合同委員会の補助機関たる刑事裁判管轄権分科委員会日本代表を委嘱する			
			最高裁判所刑事規則制定諮詢委員会幹事に任命する			
			検察官特別考試審査会臨時委員に併任する			
			併任の期間は昭和六〇年一二月三一日までとする			
法	務	省	最高裁判所			

5 丁		省務法		年月日		事項		則定衛	
年	月	日	事項	項目	法務省	内閣	最高裁判所	外務省	
昭和六〇	九	一	法制審議会幹事に併任する						
六一	五	一五	検察官特別考試審査会臨時委員に併任する						
			併任の期間は昭和六一年一二月三一日までとする						
			香港、タイ、マレイシア及びシンガポールへ出張を命ずる						
			出張期間は昭和六一年八月一〇日から同月二十五日までとする						
六二	"	七	三一						
一二	一一	一〇							
二八	二九	八							
			検察官特別考試審査会臨時委員の併任を解除する						
			副検事選考審査会予備委員の併任を解除する						
			法務省共済組合運営審議会委員を命ずる						
			任期は昭和六三年六月三〇日までとする						
			法制審議会幹事の併任を解除する						
			日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する						
			協定第二五条による合同委員会の補助機関たる刑事裁判管轄権分科委員会日本代表の委嘱を解く						
			最高裁判所刑事規則制定諮問委員会幹事を免ずる						
			第一〇八回国会政府委員を命ずる						
			第一一二回国会政府委員を命ずる						

6 丁

				法務省			内閣	法務省	法務省	則定衛
				年	月	日				
	昭和六十三	四	二〇	法務大臣官房司法法制調査部長に充てる						
	"	"	"	第一一二回国会政府委員を命ずる						
	"	"	"	法制審議会刑事法部会委員に併任する						
	"	"	"	法制審議会民事訴訟法部会委員に併任する						
	"	"	"	法制審議会司法制度部会委員に併任する						
	"	"	"	法制審議会商法部会委員に併任する						
	"	"	"	法制審議会強制執行制度部会委員に併任する						
	"	"	"	法制審議会國際私法部会委員に併任する						
	"	"	"	法制審議会少年法部会委員に併任する						
	"	"	"	法制審議会幹事に併任する						
	"	"	"	法務省共済組合運営審議会委員を免ずる						
	五	七	二五	日本弁護士連合会・外国法事務弁護士登録審査会委員及び同懲戒委員会 予備委員に委嘱する						
	"	"	"	任期は昭和六四年三月末日までとする						
	"	"	"	最高裁判所民事規則制定諮問委員会委員に任命する						
	"	"	"	最高裁判所刑事規則制定諮問委員会委員に任命する						
	"	"	"	最高裁判所家庭規則制定諮問委員会委員に任命する						
最高裁判所				日本弁護士連合会						

7 丁		法務省		則定衛 事項	内閣
年	月	日	月		
昭和六三	七	二二	一二一三回国会政府委員を命ずる		
平成元	二	一四	第一一四回国会政府委員を命ずる	"	"
"	四	一	日本弁護士連合会外国法事務弁護士登録審査会委員及び同懲戒委員会		
			予備委員に委嘱する		
			任期は平成三年三月末日までとする		
			最高検察庁検事に配置換する		
			法務大臣官房司法法制調査部長に充てる		
			最高裁判所一般規則制定諮問委員会幹事に任命する		
			法務大臣官房司法法制調査部長に充てることを解く		
			法務事務官（法務大臣官房付（特命調整担当））に併任する		
			法制審議会刑事法部会委員に併任する		
			奈良地方検察庁検事正に配置換する		
			法務事務官（法務大臣官房付（特命調整担当））の併任を解除する		
			法制審議会刑事法部会委員の併任を解除する		
			最高裁判所一般規則制定諮問委員会幹事を免する		
最高裁判所	"	"			

年

月

日

事

項

則

定

衛

平成 三

一〇

一六

最高検察庁検事に配置換する
法務大臣官房長に充てる

法務省

" "

二九

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二五条による合同委員会日本政府代表代理を命ずる

法務省

日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定第一〇条による合
同會議日本政府代表代理を命ずる

内閣

" "

一一

八

最高裁判所刑事規則制定諮詢委員会委員に任命する

最高裁判所

" "

一二

二

第一一二回国会政府委員を命ずる

内閣

" "

一〇

九

法務事務次官根來泰周外国出張につき同事務次官事務代理を命ずる
事務代理の期間は平成四年一〇月二三日までとする

法務省

" "

三〇

第一二五回国会政府委員を命ずる

内閣

" "

一

二四

第一一二回国会政府委員を命ずる

内閣

" "

四

二七

中華人民共和国へ出張を命ずる
出張期間は平成五年五月三日から同月一〇日までとする

法務省

一七

第一二八回国会政府委員を命ずる

内閣

9 丁

省務法					年	月	日	事項	則定	衛名
					平成五	一〇	一六	法制審議会幹事に併任する	最高裁判所	法務省
"	"	"	"	"	二二	一一	二	最高裁判所刑事規則制定諮詢委員会委員に任命する	最高裁判所	法務省
五	三	"	"	"	二二一	一一一	法務省刑事局長に充てる	副検事選考審査会委員に併任する	最高裁判所	法務省
二〇	二五	三一	二八	"	二二七	一一	法務審議会少年法部会委員に併任する	法務審議会刑事法部会委員に併任する	最高裁判所	法務省
"	"	"	"	"	二二八	一一	第一二八回国会政府委員を命ずる	中央環境審議会幹事に任命する	最高裁判所	法務省
"	"	"	"	"	二二九	一一	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二五条による合同委員会日本政府代表代理を免ずる	日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定第二〇条による合同会議日本政府代表代理を免ずる	最高裁判所	法務省
"	"	"	"	"	二九	一一	司法修習生考試委員会委員を委嘱する	司法修習生考試委員会委員を委嘱する	最高裁判所	法務省
"	"	"	"	"	二九〇	一一	第一二九回国会政府委員を命ずる	第一二九回国会政府委員を命ずる	最高裁判所	法務省
"	"	"	"	"	青春対策審議会幹事に任命する	青春対策審議会幹事に任命する	内閣	最高裁判所	法務省	法務省

省務法		年	月	日	事項	内閣	則定衛
平成	六	六	一	動物保護審議会幹事に任命する 自然環境保全審議会幹事に任命する			
"	"	"	"	第一三二回国会政府委員を命ずる		"	
二	"	"	一〇	第一三二回国会政府委員を命ずる		"	
五	二九	"	一	大韓民国へ出張を命ずる		"	
"	"	"	二五	出張期間は平成七年五月一日から同月六日までとする	法務省		
"	"	九	二九	第一三四回国会政府委員を命ずる	内閣		
"	"	"	一〇	法制審議会幹事に併任する	法務省		
"	"	一二	二	最高裁判所刑事規則制定諮問委員会委員に任命する	最高裁判所		
"	"	"	二二	法制審議会刑事法部会委員に併任する	法務省		
"	"	"	二三	法制審議会少年法部会委員に併任する	法務省		
"	"	八	一	法務事務次官に任命する	法務省		
"	"	"	一六	司法試験管理委員会委員長に併任する	法務省		
"	"	"	二二	法制審議会委員に併任する	法務省		
"	"	"	二四	法制審議会少年法部会委員の併任を解除する	法務省		
"	"	"	"	法制審議会少年法部会委員の併任を解除する	法務省		
"	"	"	"	高齢社会対策会議幹事に任命する	内閣		
"	"	"	"	公害対策会議幹事に任命する	内閣		

11丁

		省 法 務		年 月 日	事 項	則 定 衛
平成 八	二 五					最 高 裁 判 所
"	"	"	"	"	司 法 修 習 生 考 試 委 員 会 委 員 の 委 囑 を 解 く	
"	"	"	"	"	國 有 財 產 中 央 審 議 會 委 員 に 併 任 す る	
"	"	"	"	"	海 外 移 住 審 議 會 幹 事 に 任 命 す る	
"	"	"	"	"	最 高 裁 判 所 刑 事 規 則 制 定 諮 問 委 員 会 委 員 を 免 ず る	大 藏 省
"	"	"	"	"	中 央 交 通 安 全 対 策 會 議 幹 事 に 任 命 す る	最 高 裁 判 所
"	"	"	"	"	地 域 改 善 対 策 協 議 會 委 員 に 任 命 す る	内 閣
"	"	"	"	"	科 學 技 術 振 興 事 業 团 設 立 委 員 を 命 づ る	内 閣
"	"	"	"	"	オーストリア、ハンガリー、フランス及び連合王国へ出張を命づる	内 閣
"	"	"	"	"	出張期間は平成八年九月一六日から同月二八日までとする	内 閣
"	"	"	"	"	消 費 者 保 護 會 議 幹 事 に 任 命 す る	内 閣
"	"	"	"	"	国 會 等 移 転 審 議 會 幹 事 に 任 命 す る	内 閣
"	"	"	"	"	運 輸 施 設 整 備 事 業 团 設 立 委 員 に 任 命 す る	内 閣
"	"	"	"	"	ア メ リ カ 合 衆 国 へ 出 張 を 命 づ る	内 閣
"	"	"	"	"	出 張 期 間 は 平 成 九 年 一二 月 七 日 か ら 同 月 一 四 日 ま で と す る	内 閣
"	"	"	"	"	法 制 審 議 會 委 員 に 併 任 す る	内 閣
"	"	"	"	"	法 务 省	法 务 省